

「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」（二次改定）（案）に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

●意見募集期間

平成30年12月12日（水）～平成31年1月10日（水）

●募集手段

市報にいがた，市ホームページ等により募集案内

●資料閲覧場所

市ホームページ，市政情報室，市民生活課，消費生活センター，各区役所地域課又は地域総務課，各出張所，ほんぽーと（中央図書館）

●寄せられた意見の概要

提出者数：1名（窓口提出） 意見数：9件

○意見の件数及び内訳（延べ件数）

区分	件数
第1章に関する意見	1
第2章に関する意見	3
第3章に関する意見	
第4章の全般に対する意見	1
第4章 課題Ⅰに関する意見	
第4章 課題Ⅱに関する意見	
第4章 課題Ⅲに関する意見	
第4章 課題Ⅳに関する意見	1
第4章 課題Ⅴに関する意見	
第4章 課題Ⅵに関する意見	1
第5章に関する意見	
第6章に関する意見	
計画全般に対する意見	
その他	2
合計	9

●寄せられた意見に対する市の考え方など

「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」（二次改定）（案）への意見と市の考え方（案）

番号	該当箇所	本計画案の記述等	ご意見の概要	件数	ご意見に対する市の考え方	修正
1	第1章 P1	第1章 新潟市消費生活 推進計画策定の背景と経 緯	P35～P41 に載っている「資料編」の 「新潟市消費生活条例」を計画策定の経緯の 最後にもってくる。	1	P9 に記載した計画の基本理念のように、 必要とする部分は条例の該当部分を（抄）と して抜粋し、本文の中に引用して記載してい るため、条例の全文は「資料編」に記載しま す。	なし
2	第2章 P3～5	第2章 消費者を取り巻 く状況の変化 2 近年の消費者動向・ 意識の特徴	P42～P59 に載っている「資料編」の各 統計資料をそれぞれの記載の後に持ってく る。	1	本文には、特徴的な事項を簡潔に記載する こととし、グラフや図などは資料編にまとめ ることで統一を図りました。	なし
3	第2章 P7～8	第2章 消費者を取り巻 く状況の変化 5 一次改定計画（消費 者教育推進計画を含む） の取組状況と評価 【重点課題の目標】	項目の番号が違っている。P8の「取組 2」は「取組3」、「取組3」は「取組4」で はないのか。	1	一次改定計画で、「取組2」は「情報提供 の拡大」と「ポータルサイトの充実」の2つ の項目から成り立っていたため紛らわしいこ とから、項目ごとに「取組2（その1）」「取 組2（その2）」と表記します。	あり
			「取組4」（計画の表記は「取組3」）の達 成は、取組状況で「検討中」、評価では「達 成」とあるが、30年度末までに達成でき ると理解してよいのか。	1	一次改定計画では、「取組3」の「消費者 安全確保地域協議会」のあり方についての目 標値を「方向性を明確にすること」としてい ます。既に、「構築する」として方向を明確 にしましたので、達成しています。	なし

「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」（二次改定）（案）への意見と市の考え方（案）

番号	該当箇所	本計画案の記述等	ご意見の概要	件数	ご意見に対する市の考え方	修正
4	第4章 P12～ 25	第4章 計画の課題と施策の体系 2 課題の施策と展開 (全体を通して)	「…します。」が多いが、実際に行っているか疑問が出てくる。 実施に当たって人員が足りている（確保されている）のか。	1	表中の「推進する組織」欄に示されているとおり、市役所の各担当部署の人員で事業を行い、毎年度施策の進捗状況を新潟市消費生活審議会に報告するとともに、新潟市ホームページで情報発信していきます。	なし
5	第4章 P21	第4章 計画の課題と施策の体系 2 課題の施策と展開 課題Ⅳ 「地域が一体となった高齢者・障がい者の消費生活に対する支援」 施策 14 地域が一体となった見守りの推進 (2) 持続可能な見守りネットワークづくりの検討	「消費者安全確保地域協議会」は構築されているのか？	1	二次改定計画（案）では、「消費者安全確保地域協議会」を構築することとし、方向を定めました。今後構築していくことを目標としています。	なし

「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」（二次改定）（案）への意見と市の考え方（案）

番号	該当箇所	本計画案の記述等	ご意見の概要	件数	ご意見に対する市の考え方	修正
6	第4章 P25	第4章 計画の課題と施策の体系 2 課題の施策と展開 課題Ⅵ 「環境にやさしい消費生活の推進」 施策18 省資源・省エネルギーの推進 （1）省資源・省エネルギーの推進	「新潟市地球温暖化対策実行計画」は策定されているのか？	1	「新潟市地球温暖化対策実行計画」は策定されています。 なお、同計画の解説が不足していましたので、用語解説記号番号を記載し、「資料編」6用語など（1）用語の解説 P65に以下のとおり追記します。 * ³⁶ 新潟市地球温暖化対策実行計画・初出：25ページ 地球温暖化対策の推進に関する法律（第20条）の規定に基づき、市域から排出される温室効果ガスの排出量を削減するため、短期及び中長期目標を掲げ、地域の特性に応じた対策を計画的に推進するもの。平成26年4月に策定した第2期計画は「環境モデル都市アクションプラン」を兼ね、低炭素社会の実現に向けた具体的な行動を推進する計画となっている。	あり

「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」（二次改定）（案）への意見と市の考え方（案）

【その他】

番号	該当箇所	本計画案の記述等	ご意見の概要	件数	ご意見に対する市の考え方	修正
※1	P39	資料編 新潟市消費生活条例 第25条	公益的事業者の範囲は？	1	同条第3項に「第1項に規定する公益的事業の範囲については、規則で定める。」としており、新潟市消費生活条例施行規則第4条第5項で「新潟市消費生活条例第25条第3項に規定する規則で定める公益的事業者の範囲は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者とする。ただし、同法第9条第4項の規定による国土交通省令に基づき設置した新潟市地域公共交通会議で協議する事業者を除くことができる。」と定めています。	
※2	P39	資料編 新潟市消費生活条例 第26条	くらしのレポーターはどこに置かれているのか？	1	新潟市くらしのレポーター設置要綱第8条の規定により、レポーターの事務については、消費生活センターで処理しています。 毎年、市民の中から、適当と認められる者をレポーターとして委嘱し、調査結果の報告を頂いています。	

※印については、パブコメ対象ではありませんが、この場で回答いたします。